

千葉県報

定例
令和6年6月4日

主要目次

- 千葉県こどもの生活実態調査の実施
- 文化芸術への意識に関するアンケート調査の実施
- 漁船損害等補償法に基づく付保義務の発生のための同意の認定
- 地方自治法施行令等の一部を改正する政令に基づく徴収事務の委託
- 地方自治法施行令等の一部を改正する政令に基づく収納事務の委託
- 教育委員会告示
- 令和七年度千葉県県立高等学校第一学年生徒の募集及び入学者選抜の方法等
- 令和七年度千葉県県立中学校第一学年の生徒の募集及び入学者の決定の方法等
- 特定調達公告
- 落札者等の公告(三件)

告

示

千葉県告示第三百二十六号

千葉県こどもの生活実態調査を実施するので、千葉県統計調査条例(昭和二十五年千葉県条例第一号)第三条第二項の規定により次のとおり告示する。

令和六年六月四日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 調査の名称
千葉県こどもの生活実態調査
- 二 調査の目的
千葉県こどもの生活の実態を調査し、今後のこどもの貧困対策に係る施策の基礎資料とするともに、次期の千葉県子ども貧困対策推進計画の策定に必要な資料を得ることを目的とする。
- 三 調査事項
こどもの生活の実態に関すること。
- 四 調査の範囲
千葉県の小学校の第五学年の児童及び中学校の第二学年の生徒のうち知事が選定するもの並びにその保護者
- 五 調査の期間

令和六年六月四日から二十八日まで

- 六 調査の方法
知事が、四の者に調査票を配布し、報告を求めることにより行う。
- 七 結果の公表
知事は、調査結果を千葉県ホームページにより速やかに公表するものとする。

千葉県告示第三百二十七号

文化芸術への意識に関するアンケート調査を実施するので、千葉県統計調査条例(昭和二十五年千葉県条例第一号)第三条第二項の規定により次のとおり告示する。

令和六年六月四日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 調査の名称
文化芸術への意識に関するアンケート調査
- 二 調査の目的
文化芸術活動に関する現状や県の取組に関する意見等を調査し、本県の文化芸術に関する施策を推進していく上での基礎資料を得ることを目的とする。
- 三 調査事項

- 1 鑑賞に関すること。
- 2 参加及び出演に関すること。
- 3 各地域における伝統芸能に関すること。
- 4 文化施設に関すること。
- 四 調査の範囲
満十八歳以上の県民のうち知事が選定するもの
- 五 調査の期間
令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで
- 六 調査の方法
知事が、四の者に調査票を配布し、報告を求めることにより行う。
- 七 結果の公表
知事は、調査結果を千葉県ホームページにより速やかに公表するものとする。

千葉県告示第三百二十八号

漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第一百二十二条の二第三項の規定により、次の加入区について同条第二項の規定による届出を審査した結果、同法第一百二十二条第一項の規定による同意があったものと認める。

なお、同項の規定による指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、令和六年六月六日

から発生する。

令和六年六月四日

船橋加入区

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県告示第三百二十九号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第十二号）第一条の規定による改正前の地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、千葉県福祉ふれあいプラザの駐車場に係る使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

令和六年六月四日

千葉県知事 熊谷 俊人

名称及び代表者の氏名	所 在 地	委 託 期 間
タフカ株式会社 代表取 締役 田邊範樹	東京都中央区築地二丁目 一四番三号	令和六年四月一日から令和 九年三月三十一日まで

千葉県告示第三百三十号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第十二号）第一条の規定による改正前の地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、千葉県県営住宅の家賃及び駐車場使用料の収納事務を次のとおり委託した。

令和六年六月四日

千葉県知事 熊谷 俊人

名称及び代表者の氏名	所 在 地	委 託 期 間
千葉県住宅供給公社 理 事長 吉田篤史	千葉市中央区栄町一番一 六号	令和六年四月一日から令和 七年三月三十一日まで

教育委員会告示

千葉県教育委員会告示第七号

県立高等学校管理規則（昭和五十四年千葉県教育委員会規則第一号）第二十五条の規定により、令和七年度千葉県県立高等学校第一学年生徒の募集及び入学者選抜の方法等について、次のとおり定めた。

令和六年六月四日

千葉県教育委員会教育長 富塚 昌子

第一 入学者選抜の種類

令和七年度千葉県県立高等学校第一学年生徒の募集及び入学者選抜の方法等
入学者選抜の種類は、一般入学者選抜、海外帰国生徒の特別入学者選抜、外国人の

特別入学者選抜、中国等帰国生徒の特別入学者選抜、成人の特別入学者選抜、連携型高等学校の特別入学者選抜、地域連携アクティブスクールの入学者選抜、秋季入学者選抜及び通信制の課程の入学者選抜とする。

入学者選抜（秋季入学者選抜及び通信制の課程の入学者選抜（一期入学者選抜を除く。）を除く。以下第一において同じ。）においては、本検査を令和七年二月十八日（火曜日）及び十九日（水曜日）（海外帰国生徒の特別入学者選抜、外国人の特別入学者選抜、中国等帰国生徒の特別入学者選抜、成人の特別入学者選抜及び通信制の課程の入学者選抜（一期入学者選抜に限る。）にあつては、同月十八日（火曜日））に実施するとともに、感染症罹患等のやむを得ない理由により本検査を全部又は一部受検することができなかった者については、追検査を同月二十七日（木曜日）に実施する。

なお、入学者選抜においては、前記以外の期日に、入学許可候補者が募集定員に満たない場合等における第二次募集及び追加募集（定時制の課程の入学者選抜に限る。）を行うことがある。

また、前記以外の期日に、通信制の課程においては二期入学者選抜、三期入学者選抜及び四期（秋季入学）入学者選抜を、三部制の定時制の課程においては秋季入学者選抜を行う。

第二 一般入学者選抜

全日制の課程（地域連携アクティブスクールを除く。）及び定時制の課程の全ての学科において、各高等学校が定めた期待する生徒像に基づき、学力検査の成績、学校設定検査（面接、集団討論、自己表現、作文、小論文、適性検査、学校独自問題による検査及びその他の検査のうちから各高等学校がいずれか一以上の検査を設定して実施する検査をいう。以下同じ。）の結果及び書類審査等により入学者の選抜を行う。

なお、三部制の定時制の課程の一般入学者選抜枠は、午前部、午後部及び夜間部のそれぞれについて募集定員から転入学等の予定人員及び「第九 秋季入学者選抜」において募集する人数を減じた人数とする。

一 提出書類並びにその提出期間、受付時間及び提出先

- 提出書類
入学願書、調査書等
 - 提出期間及び受付時間
提出期間は令和七年二月四日（火曜日）から六日（木曜日）までとし、受付時間は同月四日（火曜日）及び五日（水曜日）にあつては午前九時から午後四時三十分まで、同月六日（木曜日）にあつては午前九時から正午までとする。
 - 提出先
志願する高等学校の校長
- 二 志願又は希望の変更

1 出願した者は、一回に限り、志願する高等学校の変更又は希望する入学者選抜の種類、課程、学科及び三部制の定時制の課程の部の変更をすることができる。

2 受付期間及び受付時間

受付期間は令和七年二月十二日(水曜日)及び十三日(木曜日)とし、受付時間は同月十二日(水曜日)にあつては午前九時から午後四時三十分まで、同月十三日(木曜日)にあつては午前九時から午後四時までとする。

三 入学願書等の提出期間等の特例

1 入学願書等の提出期間及び志願又は希望の変更の受付期間について、次の(一)又は(二)に該当する者に対し特例を認める。

(一) 入学願書等の提出期間を経過した後に、保護者の転勤等に伴う転居により、志願した高等学校入学後の通学に支障が生じたため、やむを得ず千葉県立高等学校を新たに志願しようとする者

(二) 志願又は希望の変更の受付期間中に、保護者の転勤等に伴う転居により、志願した高等学校入学後の通学に支障が生じたため、やむを得ず志願又は希望の変更をしようとする者

2 入学願書等の提出期間及び志願又は希望の変更の受付期間並びにその受付時間

提出期間及び受付期間は令和七年二月十二日(水曜日)及び十三日(木曜日)とし、受付時間は同月十二日(水曜日)にあつては午前九時から午後四時三十分まで、同月十三日(木曜日)にあつては午前九時から午後四時までとする。

四 検査の期日

令和七年二月十八日(火曜日)及び十九日(水曜日)

五 検査の内容

1 第一日の検査の内容

(一) 学力検査の内容

教科	科目	時間	配点
国語・数学・英語	国語・数学	各五十分、英語は六十分	各教科百点

(二) 学校設定検査(定時制の課程の学力検査を実施する教科を国語・数学・英語の三教科と定めた高等学校に限り実施する。)

2 第二日の検査の内容

(一) 学力検査の内容

教科	科目	時間	配点
理科・社会	各教科	五十分	各教科百点

(二) 学校設定検査(定時制の課程の学力検査を実施する教科を国語・数学・英語の三教科と定めた高等学校を除き実施する。ただし、当該高等学校が第一日に実施できない場合は、第二日に実施することができる。)

六 追検査

1 提出書類

追検査受検願、本検査を受検できなかった理由を証明する書類等

2 提出期間及び受付時間

提出期間は令和七年二月二十一日(金曜日)及び二十五日(火曜日)とし、受付時間は同月二十一日(金曜日)にあつては午前九時から午後四時三十分まで、同月二十五日(火曜日)にあつては午前九時から正午までとする。

3 提出先

志願した高等学校の校長

七 選抜方法

1 中学校(特別支援学校、中等教育学校及び義務教育学校を含む。第七を除き、以下同じ。)の校長から送付された調査書等の書類の審査、学力検査の成績及び学校設定検査の結果を選抜の資料とし、各高等学校の教育を受けるに足る能力、適性等を総合的に判定して入学者の選抜を行うものとする。

2 調査書中の必修教科の評定の全年の合計値及びその他の記載事項、学力検査の成績、学校設定検査の結果等の選抜の資料は原則として数値化するものとし、選抜の資料の配点は各高等学校において別に定める。

また、欠席が多い理由又は障害があることによつて生ずる事柄等について説明するために、志願者から自己申告書が提出された場合は、これを選抜のための資料に加えることができる。

3 理数に関する学科を志願する者については、学力検査の数学及び理科の得点を

一・五倍し、又は二倍した値をそれぞれ数学及び理科の得点とみなすことができる。

4 国際関係に関する学科を志願する者については、学力検査の英語の得点を一・五倍し、又は二倍した値を英語の得点とみなすことができる。

5 三部制の定時制の課程の学力検査を実施する教科を五教科と定めた高等学校を志願する者については、学力検査の五教科のうち、志願者が出願時に申告した三教科の得点を一倍から三倍までの範囲内で当該高等学校において別に定める倍率を乗じた値をそれぞれの教科の得点とみなすものとする。

八 入学許可候補者の発表の日時及び場所

1 日時

令和七年三月四日(火曜日)午前九時

2 場所

志願した高等学校

九 第二次募集等

1 全日制の課程(地域連携アクティブスクールを除く。)及び定時制の課程(三部制の定時制の課程を除く。)にあつては入学許可候補者が募集定員に満たない場

合、三部制の定時制の課程にあつては入学許可候補者が募集定員から転入学等の予定人員及び「第九 秋季入学者選抜」において募集する人数を減じた人数に満たない場合、第二次募集を行う。

2 提出書類並びにその提出期日、受付時間及び提出先

(一) 提出書類

「第二 一般入学者選抜」の一の1に定めるところによる。

(二) 提出期日及び受付時間

提出期日は令和七年三月七日(金曜日)とし、受付時間は午前九時から午後四時三十分までとする。

(三) 提出先

志願する高等学校の校長

3 志願又は希望の変更

(一) 出願した者は、一回に限り、志願する高等学校の変更又は希望する入学者選抜の種類、課程、学科及び三部制の定時制の課程の部の変更をすることができる。

この場合において、志願又は希望の変更後の志願先となる高等学校は、「第二 一般入学者選抜」の九、「第八 地域連携アクティブスクールの入学者選抜」の九又は「第十 通信制の課程の入学者選抜」の二を行う高等学校とする。

(二) 受付期日及び受付時間

受付期日は令和七年三月十日(月曜日)とし、受付時間は午前九時から午後四時三十分までとする。

4 検査の期日

令和七年三月十二日(水曜日)

5 検査の内容

面接及び各高等学校において別に定める検査

6 選抜方法

(一) 中学校の校長から送付された調査書等の書類の審査並びに面接及び各高等学校において別に定める検査の結果を選抜の資料とし、各高等学校の教育を受けるに足る能力、適性等を総合的に判定して入学者の選抜を行うものとする。

(二) 調査書中の必修教科の評定の全学年の合計値及びその他の記載事項、面接及び各高等学校において別に定める検査の結果等の選抜の資料は原則として数値化するものとし、選抜の資料の配点は各高等学校において別に定める。

また、欠席が多い理由又は障害があることによつて生ずる事柄等について説明するために、志願者から自己申告書が提出された場合は、これを選抜のための資料に加えることができる。

7 入学許可候補者の発表の日時及び場所

(一) 日時

令和七年三月十四日(金曜日) 午前九時

(二) 場所

志願した高等学校

8 定時制の課程(三部制の定時制の課程を除く。)にあつては第二次募集を行つても入学許可候補者が募集定員に満たない場合、三部制の定時制の課程にあつては第二次募集を行つても入学許可候補者が募集定員から転入学等の予定人員及び「第九 秋季入学者選抜」において募集する人数を減じた人数に満たない場合、追加募集を行う。

追加募集の検査の期日は、令和七年三月二十六日(水曜日)又は二十七日(木曜日)とする。

9 三部制の定時制の課程において、追加募集を行つても入学許可候補者が募集定員から転入学等の予定人員及び「第九 秋季入学者選抜」において募集する人数を減じた人数に満たない場合には、当該満たない人数を「第九 秋季入学者選抜」において募集する人数に加える。

第三 海外帰国生徒の特別入学者選抜

海外帰国生徒の受入校を指定し、「第二 一般入学者選抜」の募集人員の一部について特別に入学者の選抜を行う。

一 志願要件

1 外国における在任期間が帰国時から遡り継続して二年以上四年未満の者で、帰国後一年以内のもの

2 外国における在任期間が帰国時から遡り継続して四年以上の者で、帰国後二年以内のもの

二 提出書類並びにその提出期間、受付時間及び提出先

1 提出書類

入学願書、調査書、海外在住状況説明書等

2 提出期間、受付時間及び提出先

「第二 一般入学者選抜」の一の2及び3に定めるところによる。

三 志願又は希望の変更

1 出願した者は、一回に限り、志願する高等学校の変更又は希望する入学者選抜の種類、課程及び学科の変更をすることができる。

2 受付期間及び受付時間

「第二 一般入学者選抜」の二の2に定めるところによる。

四 入学願書等の提出期間等の特例

「第二 一般入学者選抜」の三に定めるところによる。

五 検査の期日

令和七年二月十八日(火曜日)

<p>六 検査の内容</p> <p>1 学力検査の内容</p> <table border="1"> <tr> <th>教 科</th> <th>時 間</th> <th>配 点</th> </tr> <tr> <td>国語・数学・英語</td> <td>国語・数学は各五十分、英語は六十分</td> <td>各教科百点</td> </tr> </table> <p>2 学校設定検査</p> <p>七 追検査 「第二 一般入学者選抜」の六に定めるところによる。</p> <p>八 選抜方法 「第二 一般入学者選抜」の七の1及び2に定めるところによる。</p> <p>九 入学許可候補者の発表の日時及び場所 「第二 一般入学者選抜」の八に定めるところによる。</p> <p>十 海外帰国生徒の受入校等の指定 受入校、課程及び学科については、別に定める。</p> <p>第四 外国人の特別入学者選抜 外国人の受入校を指定し、「第二 一般入学者選抜」の募集人員の一部について特別に入学者の選抜を行う。</p> <p>一 志願要件 保護者等とともに千葉県内に居住している又は居住予定のある外国籍の者等のうち、入国後の在日期間が三年以内のもの</p> <p>二 提出書類並びにその提出期間、受付時間及び提出先</p> <p>1 提出書類 入学願書、調査書、外国人特別措置適用申請書等</p> <p>2 提出期間、受付時間及び提出先 「第二 一般入学者選抜」の一の2及び3に定めるところによる。</p> <p>三 志願又は希望の変更 「第二 一般入学者選抜」の二に定めるところによる。</p> <p>四 入学願書等の提出期間等の特例 「第二 一般入学者選抜」の三に定めるところによる。</p> <p>五 検査の期日 「第三 海外帰国生徒の特別入学者選抜」の五に定めるところによる。</p> <p>六 検査の内容 面接及び作文（いずれも英語又は日本語による。）</p> <p>七 追検査 「第二 一般入学者選抜」の六に定めるところによる。</p> <p>八 選抜方法 中学校の校長等から送付された調査書、外国人特別措置適用申請書等の書類の審査</p>	教 科	時 間	配 点	国語・数学・英語	国語・数学は各五十分、英語は六十分	各教科百点	<p>並びに面接及び作文の結果を選抜の資料とし、総合的に判定して入学者の選抜を行うものとする。</p> <p>また、欠席が多い理由又は障害があることによつて生ずる事柄等について説明するために、志願者から自己申告書が提出された場合は、これを選抜のための資料に加えることができる。</p> <p>九 入学許可候補者の発表の日時及び場所 「第二 一般入学者選抜」の八に定めるところによる。</p> <p>十 外国人の受入校等の指定 受入校、課程及び学科については、別に定める。</p> <p>第五 中国等帰国生徒の特別入学者選抜 「第二 一般入学者選抜」及び「第八 地域連携アクティブスクールの入学者選抜」の募集人員の一部について特別に入学者の選抜を行う。</p> <p>一 志願要件 保護者が中国等引揚者で、保護者とともに引き揚げ、千葉県内に居住している又は居住予定のある者のうち、帰国して三年以内のもの なお、中国等引揚者とは、昭和二十年九月二日以前から引き続き中国等に居住していた者等で、その後永住の目的をもって帰国したものをいう。</p> <p>二 提出書類並びにその提出期間、受付時間及び提出先</p> <p>1 提出書類 入学願書、調査書、中国等帰国生徒特別措置適用申請書等</p> <p>2 提出期間、受付時間及び提出先 「第二 一般入学者選抜」の一の2及び3に定めるところによる。</p> <p>三 志願又は希望の変更 「第二 一般入学者選抜」の二に定めるところによる。</p> <p>四 入学願書等の提出期間等の特例 「第二 一般入学者選抜」の三に定めるところによる。</p> <p>五 検査の期日 「第三 海外帰国生徒の特別入学者選抜」の五に定めるところによる。</p> <p>六 検査の内容 面接及び作文</p> <p>七 追検査 「第二 一般入学者選抜」の六に定めるところによる。</p> <p>八 選抜方法 中学校の校長から送付された調査書、中国等帰国生徒特別措置適用申請書等の書類の審査並びに面接及び作文の結果を選抜の資料とし、志願者の特別な事情を考慮して、総合的に判定して入学者の選抜を行うものとする。</p>
	教 科	時 間	配 点				
	国語・数学・英語	国語・数学は各五十分、英語は六十分	各教科百点				

また、欠席が多い理由又は障害があることによつて生ずる事柄等について説明するために、志願者から自己申告書が提出された場合は、これを選抜のための資料に加えることができる。

九 入学許可候補者の発表の日時及び場所

「第二 一般入学者選抜」の八に定めるところによる。

第六 成人の特別入学者選抜

定時制の課程において、成人に対して、「第二 一般入学者選抜」の募集人員の一部について特別に入学者の選抜を行う。

一 志願要件

令和七年三月三十一日に満十八歳に達している者

二 提出書類並びにその提出期間、受付時間及び提出先

1 提出書類

入学願書、成人の特別入学者選抜志願申請書等

2 提出期間、受付時間及び提出先

「第二 一般入学者選抜」の一の2及び3に定めるところによる。

三 志願又は希望の変更

1 出願した者は、一回に限り、志願する高等学校の変更又は希望する入学者選抜の種類、課程及び三部制の定時制の課程の部の変更をすることができる。

2 受付期間及び受付時間

「第二 一般入学者選抜」の二の2に定めるところによる。

四 入学願書等の提出期間等の特例

1 入学願書等の提出期間及び志願又は希望の変更の受付期間について、次の(一)又は(二)に該当する者に対し特例を認める。

(一) 入学願書等の提出期間を経過した後、志願者本人等の転居により、志願した高等学校入学後の通学に支障が生じたため、やむを得ず千葉県立高等学校を新たに志願しようとする者

(二) 志願又は希望の変更の受付期間中に、志願者本人等の転居により、志願した高等学校入学後の通学に支障が生じたため、やむを得ず志願又は希望の変更をしようとする者

2 入学願書等の提出期間及び志願又は希望の変更の受付期間並びにその受付時間

「第二 一般入学者選抜」の三の2に定めるところによる。

五 検査の期日

「第三 海外帰国生徒の特別入学者選抜」の五に定めるところによる。

六 検査の内容

面接及び作文

七 追検査

「第二 一般入学者選抜」の六に定めるところによる。

八 選抜方法

成人の特別入学者選抜志願申請書等の書類の審査並びに面接及び作文の結果を選抜の資料とし、総合的に判定して入学者の選抜を行うものとする。

九 入学許可候補者の発表の日時及び場所

「第二 一般入学者選抜」の八に定めるところによる。

第七 連携型高等学校の特別入学者選抜

連携型高等学校において、当該連携型高等学校と連携する中学校からの志願者に対して、「第二 一般入学者選抜」の募集人員の一部について特別に入学者の選抜を行う。

一 志願要件

連携する中学校の校長の承認を得た者

二 提出書類並びにその提出期間、受付時間及び提出先

1 提出書類

入学願書、志願理由証明書、連携型高等学校において別に定める書類等

2 提出期間、受付時間及び提出先

「第二 一般入学者選抜」の一の2及び3に定めるところによる。

三 志願又は希望の変更

1 出願した者は、一回に限り、志願する高等学校の変更又は希望する入学者選抜の種類の変更をすることができる。

2 受付期間及び受付時間

「第二 一般入学者選抜」の二の2に定めるところによる。

四 入学願書等の提出期間等の特例

「第二 一般入学者選抜」の三に定めるところによる。

五 検査の期日

「第二 一般入学者選抜」の四に定めるところによる。

六 検査の内容

連携型高等学校において別に定める検査

七 追検査

「第二 一般入学者選抜」の六に定めるところによる。

八 選抜方法

連携する中学校の校長から送付された志願理由証明書、連携型高等学校において別に定める書類等の審査及び連携型高等学校において別に定める検査の結果を選抜の資料とし、連携型高等学校の教育を受けるに足る能力、適性等を総合的に判定して入学者の選抜を行うものとする。

また、欠席が多い理由又は障害があることによつて生ずる事柄等について説明する

ために、志願者から自己申告書が提出された場合は、これを選抜のための資料に加えることができる。

九 入学許可候補者の発表の日時及び場所

「第二 一般入学者選抜」の八に定めるところによる。

第八 地域連携アクティブスクールの入学者選抜

地域連携アクティブスクールに指定された高等学校において、各高等学校が定めた期待する生徒像に基づき、各高等学校において別に定める検査の結果及び書類審査等により入学者の選抜を行う。

一 提出書類並びにその提出期間、受付時間及び提出先

「第二 一般入学者選抜」の一に定めるところによる。

二 志願又は希望の変更

1 出願した者は、一回に限り、志願する高等学校の変更又は希望する学科の変更をすることができる。

2 受付期間及び受付時間

「第二 一般入学者選抜」の二の二に定めるところによる。

三 入学願書等の提出期間等の特例

1 入学願書等の提出期間及び志願又は希望の変更の受付期間について、次の(一)又は(二)に該当する者に対し特例を認める。

- (一) 入学願書等の提出期間を経過した後、保護者の転勤等に伴う転居により、志願した高等学校入学後の通学に支障が生じたため、やむを得ず地域連携アクティブスクールの入学者選抜を実施する千葉県立高等学校を新たに志願しようとする者
- (二) 志願又は希望の変更の受付期間中に、保護者の転勤等に伴う転居により、志願した高等学校入学後の通学に支障が生じたため、やむを得ず地域連携アクティブスクールの入学者選抜を実施する高等学校へ志願の変更をしようとする者

2 入学願書等の提出期間及び志願又は希望の変更の受付期間並びにその受付時間

「第二 一般入学者選抜」の三の二に定めるところによる。

四 検査の期日

「第二 一般入学者選抜」の四に定めるところによる。

五 検査の内容

各高等学校において別に定める検査

六 追検査

「第二 一般入学者選抜」の六に定めるところによる。

七 選抜方法

中学校の校長から送付された調査書等の書類の審査及び各高等学校において別に定める検査の結果を選抜の資料とし、地域連携アクティブスクールの教育を受けるに足

る能力、適性等を総合的に判定して入学者の選抜を行うものとする。

また、欠席が多い理由又は障害があることよって生ずる事柄等について説明するために、志願者から自己申告書が提出された場合は、これを選抜のための資料に加えることができる。

八 入学許可候補者の発表の日時及び場所

「第二 一般入学者選抜」の八に定めるところによる。

九 第二次募集

1 入学許可候補者が募集定員に満たない場合、第二次募集を行う。

2 提出書類並びにその提出期日、受付時間及び提出先

「第二 一般入学者選抜」の九の二に定めるところによる。

3 志願又は希望の変更

(一) 出願した者は、一回に限り、志願する高等学校の変更又は希望する学科の変更をすることができる。

(二) 受付期日及び受付時間

「第二 一般入学者選抜」の九の三(二)に定めるところによる。

4 検査の期日

「第二 一般入学者選抜」の九の四に定めるところによる。

5 検査の内容

各高等学校において別に定める検査

6 選抜方法

「第八 地域連携アクティブスクールの入学者選抜」の七に定めるところによる。

7 入学許可候補者の発表の日時及び場所

「第二 一般入学者選抜」の九の七に定めるところによる。

第九 秋季入学者選抜

三部制の定時制の課程の午前部、午後部及び夜間部において、それぞれの募集定員の一部について、各高等学校が定めた期待する生徒像に基づき、学校設定検査の結果及び書類審査等により入学者の選抜を行う。

なお、秋季入学者選抜の募集人員は、午前部、午後部及び夜間部のそれぞれについて募集定員から転入学等の予定人員を減じた人数の五パーセントとする。

一 提出書類並びにその提出期間、受付時間及び提出先

1 提出書類

「第二 一般入学者選抜」の一の1に定めるところによる。

2 提出期間及び受付時間

提出期間は令和七年八月十九日（火曜日）及び二十日（水曜日）とし、受付時間は同月十九日（火曜日）にあつては午前九時から午後四時三十分まで、同月二十日

<p>第十 通信制の課程の入学者選抜</p> <p>通信制の課程において、高等学校が定めた期待する生徒像に基づき、高等学校において別に定める検査の結果及び書類審査等により入学者の選抜を行う。</p> <p>なお、一期から四期(秋季入学)までの募集人員については、それぞれ別に定める。</p> <p>一 一期入学者選抜</p> <p>1 提出書類並びにその提出期間、受付時間及び提出先</p> <p>「第二 一般入学者選抜」の一に定めるところによる。</p> <p>2 志願の変更</p> <p>(一) 出願した者は、一回に限り、志願する高等学校の変更をすることができる。</p> <p>(二) 受付期間及び受付時間</p> <p>「第二 一般入学者選抜」の二の二に定めるところによる。</p> <p>3 入学願書等の提出期間等の特例</p> <p>入学願書等の提出期間及び志願の変更の受付期間について、次の(一)又は(二)に該当する者に対し特例を認める。</p> <p>(一) 入学願書等の提出期間を経過した後に、保護者の転勤等に伴う転居により、志願した高等学校入学後の通学に支障が生じたため、やむを得ず通信制の課程の一</p>	<p>(水曜日)にあつては午前九時から午後四時までとする。</p> <p>3 提出先</p> <p>志願する高等学校の校長</p> <p>二 検査の期日</p> <p>令和七年八月二十二日(金曜日)</p> <p>三 検査の内容</p> <p>学校設定検査</p> <p>四 選抜方法</p> <p>中学校の校長から送付された調査書等の書類の審査及び学校設定検査の結果を選抜の資料とし、三部制の定時制の課程の教育を受けるに足る能力、適性等を総合的に判定して入学者の選抜を行うものとする。</p> <p>また、欠席が多い理由又は障害があることによつて生ずる事柄等について説明するために、志願者から自己申告書が提出された場合は、これを選抜のための資料に加えることができる。</p> <p>五 入学許可候補者の発表の日時及び場所</p> <p>1 日時</p> <p>令和七年八月二十六日(火曜日) 午前九時</p> <p>2 場所</p> <p>志願した高等学校</p>
<p>二 二期入学者選抜</p> <p>1 提出書類並びにその提出期日、受付時間及び提出先</p> <p>(一) 提出書類</p> <p>「第二 一般入学者選抜」の一の二に定めるところによる。</p> <p>(二) 提出期日、受付時間及び提出先</p> <p>「第二 一般入学者選抜」の九の二の(二)及び(三)に定めるところによる。</p> <p>2 志願の変更</p> <p>(一) 「第十 通信制の課程の入学者選抜」の一の二の(一)に定めるところによる。</p> <p>(二) 受付期日及び受付時間</p> <p>「第二 一般入学者選抜」の九の三の(二)に定めるところによる。</p> <p>3 検査の期日</p> <p>「第二 一般入学者選抜」の九の四に定めるところによる。</p> <p>4 検査の内容</p> <p>通信制の課程の高等学校において別に定める検査</p> <p>5 選抜方法</p> <p>「第十 通信制の課程の入学者選抜」の一の七に定めるところによる。</p> <p>6 入学許可候補者の発表の日時及び場所</p>	<p>期入学者選抜を実施する千葉県立高等学校を新たに志願しようとする者</p> <p>(二) 志願の変更の受付期間中に、保護者の転勤等に伴う転居により、志願した高等学校入学後の通学に支障が生じたため、やむを得ず通信制の課程の一期入学者選抜を実施する高等学校へ志願の変更をしようとする者</p> <p>4 検査の期日</p> <p>「第三 海外帰国生徒の特別入学者選抜」の五に定めるところによる。</p> <p>5 検査の内容</p> <p>通信制の課程の高等学校において別に定める検査</p> <p>6 追検査</p> <p>「第二 一般入学者選抜」の六に定めるところによる。</p> <p>7 選抜方法</p> <p>中学校の校長から送付された調査書等の書類の審査及び高等学校において別に定める検査の結果を選抜の資料とし、高等学校の通信制の課程の教育を受けるに足る能力、適性等を総合的に判定して入学者の選抜を行うものとする。</p> <p>また、欠席が多い理由又は障害があることによつて生ずる事柄等について説明するために、志願者から自己申告書が提出された場合は、これを選抜のための資料に加えることができる。</p> <p>8 入学許可候補者の発表の日時及び場所</p> <p>「第二 一般入学者選抜」の八に定めるところによる。</p>

「第二 一般入学者選抜」の九の七に定めるところによる。

- 三 三期入学者選抜
 - 1 提出書類並びにその提出期間、受付時間及び提出先提出書類

- (一) 「第二 一般入学者選抜」の一の1に定めるところによる。
- (二) 提出期間及び受付時間

提出期間は令和七年四月三日（木曜日）及び四日（金曜日）とし、受付時間は同月三日（木曜日）にあつては午前九時から午後四時三十分まで、同月四日（金曜日）にあつては午前九時から午後四時までとする。

- (三) 提出先

志願する高等学校の校長

- 2 検査の期日

令和七年四月九日（水曜日）

- 3 検査の内容

通信制の課程の高等学校において別に定める検査

- 4 選抜方法

「第十 通信制の課程の入学者選抜」の一の七に定めるところによる。

- 5 入学許可候補者の発表の日時及び場所

- (一) 日時

令和七年四月十一日（金曜日）午前九時

- (二) 場所

志願した高等学校

四 四期（秋季入学）入学者選抜

- 1 提出書類並びにその提出期間、受付時間及び提出先提出書類

- (一) 「第二 一般入学者選抜」の一の1に定めるところによる。
- (二) 提出期間及び受付時間

提出期間は令和七年九月一日（月曜日）及び二日（火曜日）とし、受付時間は同月一日（月曜日）にあつては午前九時から午後四時三十分まで、同月二日（火曜日）にあつては午前九時から午後四時までとする。

- (三) 提出先

志願する高等学校の校長

- 2 検査の期日

令和七年九月五日（金曜日）

- 3 検査の内容

通信制の課程の高等学校において別に定める検査

- 4 選抜方法

「第十 通信制の課程の入学者選抜」の一の七に定めるところによる。

- 5 入学許可候補者の発表の日時及び場所

- (一) 日時

令和七年九月九日（火曜日）午前九時

- (二) 場所

志願した高等学校

第十一 その他

一 入学者選抜の実施に關して必要な事項は、別に定める。

二 障害のある生徒の受検に際して必要な事項は、別に定める。

三 単位制による課程の第一次入学者選抜は、この告示を準用する。

四 この告示について不明な点がある場合は、次に問い合わせること。

千葉県教育庁教育振興部学習指導課学力向上推進室

電話〇四三（二二三）四〇五六

千葉県教育委員会告示第八号

県立中学校管理規則（平成十九年千葉県教育委員会規則第十六号）第二十五条の規定により、令和七年度千葉県県立中学校第一学年の生徒の募集及び入学者の決定の方法等について、次のとおり定めた。

令和六年六月四日

千葉県教育委員会教育長 冨塚 昌子

第一 募集

一 応募資格

次のいずれかに該当する者であること。

- 1 令和七年三月に小学校若しくは特別支援学校の小学部を卒業見込みの者又は義務教育学校の前期課程を修了見込みの者で、保護者（親権者又は後見人をいう。）とともに県内に居住するもの
- 2 志願する中学校の校長に志願の承認を特別に得た者

二 募集定員

- 1 千葉県立千葉中学校 八〇名
- 2 千葉県立東葛飾中学校 八〇名

第二 出願

一 提出書類

入学願書等

二 提出期間

提出期間

<p>令和六年十一月十八日（月曜日）から二十日（水曜日）まで</p> <p>三 提出先 志願する中学校の校長</p> <p>第三 一次検査の実施及び二次検査受検候補者の決定</p> <p>一 一次検査</p> <p>1 検査の内容 適性検査</p> <p>2 期日 令和六年十二月七日（土曜日）</p> <p>3 場所</p> <p>(一) 千葉県立千葉中学校を受検する者 千葉県立千葉中学校及び千葉県立千葉高等学校 学校</p> <p>(二) 千葉県立東葛飾中学校を受検する者 千葉県立東葛飾中学校及び千葉県立東葛飾高等学校</p> <p>二 決定方法 一次検査の結果を資料とし、各中学校の校長があらかじめ定めた方法により二次検査受検候補者を決定する。なお、二次検査受検候補者の人数は、それぞれ募集定員の四倍程度とする。</p> <p>三 結果の発表</p> <p>1 日時 令和六年十二月十八日（水曜日）午前九時</p> <p>2 方法</p> <p>(一) 千葉県立千葉中学校の二次検査受検候補者に係る結果の発表 千葉県立千葉中学校のホームページに掲載する。</p> <p>(二) 千葉県立東葛飾中学校の二次検査受検候補者に係る結果の発表 千葉県立東葛飾中学校のホームページに掲載する。</p> <p>第四 報告書、志願理由書等の提出</p> <p>一 提出書類 報告書、志願理由書等</p> <p>二 提出期間及び提出方法 令和七年一月八日（水曜日）から九日（木曜日）までに郵送により提出すること。</p> <p>三 提出先 志願した中学校の校長</p> <p>第五 二次検査の実施及び入学許可候補者の内定</p> <p>一 二次検査</p> <p>1 検査の内容</p>	<p>(一) 適性検査</p> <p>(二) 面接等各中学校の校長が別に定める検査</p> <p>2 期日 令和七年一月二十四日（金曜日）</p> <p>3 場所</p> <p>(一) 千葉県立千葉中学校を受検する者 千葉県立千葉中学校及び千葉県立千葉高等学校 学校</p> <p>(二) 千葉県立東葛飾中学校を受検する者 千葉県立東葛飾中学校及び千葉県立東葛飾高等学校</p> <p>二 内定方法</p> <p>小学校、特別支援学校又は義務教育学校の校長から送付された報告書、志願者から提出された志願理由書等の書類の審査並びに一次検査及び二次検査の結果を資料とし、各中学校の校長があらかじめ定めた方法により、各中学校で行う学習活動への適性等を総合的に判定して、入学許可候補者を内定する。</p> <p>なお、欠席が多い理由又は障害があることによつて生ずる事柄等について説明するために、志願者から自己申告書が提出された場合は、これを内定のための資料に加えることができる。</p> <p>三 結果の発表</p> <p>1 日時 令和七年一月三十一日（金曜日）午前九時</p> <p>2 方法</p> <p>(一) 千葉県立千葉中学校の入学許可候補者に係る結果の発表 千葉県立千葉中学校のホームページに掲載する。</p> <p>(二) 千葉県立東葛飾中学校の入学許可候補者に係る結果の発表 千葉県立東葛飾中学校のホームページに掲載する。</p> <p>第六 入学許可候補者の決定</p> <p>一 提出書類 入学確約書</p> <p>二 提出期間及び提出方法 令和七年一月三十一日（金曜日）及び二月三日（月曜日）の午前九時から午後四時までに持参すること。</p> <p>三 提出先 入学許可候補者に内定した中学校の校長</p> <p>四 決定方法 入学確約書を提出した者は、入学許可候補者に決定する。</p> <p>五 繰上げ入学許可候補者の決定</p>
--	---

特 定 調 達 公 告

入学確約書提出者の人数が各中学校の募集定員に達しない場合は、令和七年二月五日（水曜日）までに、順次繰上げ入学許可候補者を決定する。

第七 その他

- 一 入学者決定検査の実施に関して必要な事項は、別に定める。
- 二 障害のある児童の受検に際して必要な事項は、別に定める。
- 三 この生徒の募集及び入学者の決定の方法等について不明な点がある場合は、次に問合をせらるるべし。

千葉県教育庁教育振興部学習指導課学力向上推進室
電話〇四三（二二三）四〇五六

この特定調達公告は、入札公告並びに、モノコト等への特定調達に関する規定の適用を求めないものとする。

落札者等の公告
次のとおり落札者等について公告する。
令和6年6月4日

千葉県知事 熊谷 俊人

【掲載順序】

①物品等又は特定役務の名称及び数量 ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑥契約の相手方を決定した手続 ⑦入札公告日 ⑧随意契約による場合はその理由 ⑨その他必要な事項

①手賀沼における外来水生植物の駆除業務 一式 ②千葉県環境生活部水質保全課 千葉県中央区市場町1番1号 ③令和6年4月15日 ④いであ株式会社千葉営業所 千葉県中央区本町二丁目1番16号 ⑤2225, 5000, 0000円 ⑥一般競争入札 ⑦令和6年3月1日

落札者等の公告

次のとおり落札者等について公告する。

令和6年6月4日

さわやかちば県民プラザ所長 西原 正男

【掲載順序】

①物品等又は特定役務の名称及び数量 ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑥契約の相手方を決定した手続 ⑦入札公告日 ⑧随意契約による場合はその理由 ⑨その他必要な事項

①さわやかちば県民プラザで使用する電力 予定電力量 1, 905, 000キロワット時 ②さわやかちば県民プラザ 柏市柏の葉四丁目3番1号 ③令和6年4月1日 ④ゼロワットパワー株式会社 柏市若柴178番地4 ⑤57, 249, 532円 ⑥随意契約 ⑦地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第5号

落札者等の公告

次のとおり落札者等について公告する。

令和6年6月4日

千葉県循環器病センター病院長 中村 精岳

【掲載順序】

①物品等又は特定役務の名称及び数量 ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑥契約の相手方を決定した手続 ⑦入札公告日 ⑧随意契約による場合はその理由 ⑨その他必要な事項

①千葉県循環器病センターで使用する灯油 予定数量 1, 094キロリットル ②千葉県循環器病センター事務局 市原市鶴舞575番地 ③令和6年3月25日 ④株式会社津田屋 市原市牛久503番地の1 ⑤1キロリットル当たり 92, 950円 ⑥一般競争入札 ⑦令和6年2月9日

購読料

本号

一部

三六円

発

行

者

千

葉

市

中

央

区

市

場

町

一

番

一

号

千

葉

県

購読申込先

〇四三(二二三)二六五八